

受託研究費算定要領

令和 6 年 10 月 1 日
第 7 版

松阪市民病院

目次

1. 事前準備費用	1
2. 治験審査委員会に係わる費用（IRB 費用）	1
3. 関連部門補助費	1
4. 検査技術費	1
5. 臨床試験研究費及び治験薬管理費	1
6. 被験者の費用負担軽減に係る費用（被験者負担軽減費用）	2
7. 治験に係る診療の特定療養費支給対象外費用（治験の場合）	2
8. 製造販売後臨床試験における患者自己負担費用	2
9. 治験（又は製造販売後臨床試験）に係る費用の請求及び支払い時期等	2
10. 院内治験コーディネータ経費	2
11. 外部機関への治験業務委託費用	2
12. 必須文書保管費用	3
13. 画像複写費用	3
14. その他	3

別紙 1 治験算定表

別紙 2 製造販売臨床試験研究算定表

別紙 3 院内治験コーディネータ費用

当院で治験（又は製造販売後臨床試験）を受託するにあたり、治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者に請求する費用を以下のように定める。但し、業務量の多寡により、必要に応じて修正を行う場合がある。なお、請求する費用には、原則として消費税 10%を加算する。

この内規は令和 2 年 8 月 11 日より適用する。また、必要に応じて見直しを行う。

1. 事前準備費用

治験事務局等の経費等、研究を開始するまでに必要な費用を治験依頼者に請求する。

契約期間が 2 年未満の場合、または事前準備を実施したが治験中止となった場合	45 万円
2 年以上 5 年未満の場合	50 万円
5 年以上または未定の場合	55 万円

2. 治験審査委員会に係る費用（IRB 費用）

治験審査委員会を開催した場合は、下表に従い審査費用を治験依頼者に請求する。

1 治験（治験実施計画書）あたりの審査費用

	本審査	迅速審査 (他施設からの審査 依頼含む)
実施の適否	150, 000	
継続実施の適否等	100, 000	20, 000

3. 関連部門補助費（固定費）

治験（又は製造販売後臨床試験）を実施するに際し、治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者に対して関連部門補助費を請求する。費用については治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者と協議の上、決定する。

関連部門補助費の算出基準：100, 000 円×症例数

4 検査技術費（変動費）

治験（又は製造販売後臨床試験）を実施するに際し、治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者に対して検査技術費を請求する。費用については治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者と協議の上、決定する。

検査技術費の算出基準：1 症例につき 10, 000 円

5. 臨床試験研究費（変動費）及び治験薬管理費（固定費）

治験（又は製造販売後臨床試験）に係る臨床試験研究費及び治験薬管理費については、平成 10 年 6 月 18 日付けで、厚生省保険医療局国立病院部政策医療課から通知されている政医発第 205 号「受託研究の実施について」の算定表により算出する（別紙 1, 2 参照）。

治験研究費の算出基準：合計ポイント数の 1 × 6, 000 円 × 症例数 + 合計ポイント数の 2 × 6, 000 円

臨床試験研究費の観察期脱落費用 50,000 円 × 症例数

治験薬管理費の算出基準：合計ポイント数 × 1, 000 円 × 症例数

また、GCP に準ずる製造販売後臨床試験の白箱提供（二重盲検試験）は上記にて算出する。

製造販売後臨床試験研究費の算出基準： 合計ポイント数の $1 \times 6,000 \text{ 円} \times \text{症例数} \times 0.8$
+ 合計ポイント数の $2 \times 6,000 \text{ 円} \times 0.8$

6. 被験者の費用負担軽減に係る費用（被験者負担軽減費用）（出来高）

治験に参加した被験者には、治験実施計画書に規定されている来院一回につき標準
10,000 円（消費税はなし）を支払うこととし、その経費は治験依頼者が全額負担するものとする。

なお、本費用を被験者に支払うこと及びその支払額、支払方法については、治験審査委員会の審議結果に従うものとする。

7. 治験に係る診療の保険外併用療養費支給対象外費用（治験の場合）

治験に係る診療費用については、平成 8 年 3 月 8 日付け保険発第 22 号「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」に従い、治験薬の投薬期間中における全ての検査費用及び画像診断費用及び投薬・注射に係る費用のうち特定療養費支給対象外となる費用を全額、治験依頼者に請求する。

8. 製造販売後臨床試験における患者自己負担費用

製造販売後臨床試験を実施する際に、患者の自己負担による検査等が必要な場合は、その費用の全額を製造販売後臨床試験依頼者に請求する。対象疾患が包括請求の保険料の場合、試験実施中の検査項目が通常の診療の範囲を超える場合にも、製造販売後臨床試験依頼者に請求する。

9. 治験（又は製造販売後臨床試験）に係る費用の請求及び支払い時期等

治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者への費用請求については、以下のとおりとする。

- (1) 上記に規定する「関連部門補助費」並びに「治験薬管理費」については、治験契約の締結と同時に請求し、支払われるものとする。
- (2) 上記に規定する「IRB 費用」については IRB 開催後に治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者に請求する。
- (3) 上記に規定する「研究費」については、原則としてエントリー毎に請求する。
- (4) 治験に係る特定療養費支給対象外費用については、逐次、治験依頼者に請求する。
- (5) 治験（又は製造販売後臨床試験）における患者自己負担費用については、逐次、治験依頼者に請求する。
- (6) 治験（又は製造販売後臨床試験）審査委員会の審議により、治験の実施が却下された場合は、当該審議に要した費用を治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者に請求する。

10. 院内治験コーディネータ費用

別紙 3

11. 外部機関への治験関連業務委託費用

外部機関への下記業務を委託する場合の費用

- (1) 治験審査委員会開催までの治験事務局（治験審査委員会事務局）支援業務
- (2) 治験事務局（治験審査委員会事務局）支援業務
- (3) 治験コーディネータ（CRC）業務
- (4) 被験者負担軽減費支払手続業務（被験者負担軽減費用含む）算出基準：外部機関の算出基準に準ずる。

12. 必須文書保管費用

文書保管費用については国内G C Pに準拠した期間を保管する場合、定額 30,000 円とし、国内G C P省令で定められた期間を超えた期間を超えて保管する場合の費用、10,000 円×保管年数で算出する。治験依頼者は医療機関に対して試験終了時に支払い、医療機関は返還しない。

1 試験：10,000 円×保管年数

13. 画像複写費用

当院及び退院にて撮像したC T、MR I、X線、その他画像等をC D－RあるいはD V D－R等に提供（W e b上を介して伝送が必要となる場合も含む）する場合、複写及び個人情報マスキングに要する費用として1回あたり5,000 円を治験依頼者へ発生時に請求する。

14. クラウドシステム費用

文書管理クラウドシステム「Agatha」の利用に係る経費として、月額 10,000 円を請求する。対象となる期間は、初回 IRB 開催月から治験終了報告書（書式 17）提出月までとする。クラウドシステム利用料の当院から依頼者への請求は、年 4 回 4 半期ごとに請求するものとし、1～3 月分を 4 月に、4～6 月分を 7 月に、7～9 月分を 10 月に、10～12 月分を 1 月に請求する。一度納入のあったクラウドシステム利用料は返還しない。

15. その他

- (1) 治験（又は製造販売後臨床試験）の実施を受託するにあたり、上記の定め以外に費用が発生する場合は、別途、治験（又は製造販売後臨床試験）依頼者と協議する。
- (2) 「11. 外部機関への治験関連業務委託費用」に関しては、当院と外部機関との業務委託契約を締結し、その費用に関しては、当院及び外部機関、治験依頼者との三者の覚書にて治験依頼者から外部機関へ直接支払うものとする。
- (3) 「1. 事前準備費用」及び「2. 治験審査委員会に係る費用（IRB 費用）」の(2)及び「6. 被験者の費用負担軽減に係る費用（被験者負担軽減費用）」に関しては 11. の外部機関へ業務を委託した場合、当院と外部機関との契約に含めることを可能とする。
- (4) 「1. 事前準備費用」及び「2 治験審査委員会に係る費用（IRB 費用）」及び「11. 外部機関への治験関連業務委託費用」の(1)に関する費用は、治験審査委員会を開催し治験が否決され、当院と治験依頼者との治験契約が締結できない場合であっても治験依頼者へ請求するものとする。外部機関へ業務を委託した場合、「2. 治験審査委員会に係る費用（IRB 費用）」の(2)及び「11. 外部機関への治験関連業務委託費用」の(1)に関しては外部機関へ治験依頼者から直接支払うものとする。
- (5) 「10. 院内治験コーディネータ費用（監査対応費用及び実施調査対応費用）」に関しては 11. の外部機関へ業務委託した場合においても、医療機関や医師対応のための費用として監査対応費用として1回 20,000 円、実施調査対応費用は1回 50,000 円、治験依頼者へ発生時に請求する。

以上

令和2年8月11日

令和2年11月6日改訂

令和3年4月2日改訂

令和6年6月10日改訂

令和6年10月1日改訂

治驗費用算定表

個々の治験について、要素ごとに該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

< 研究費 >

要 素		ウ エ イ ト	ポ イ ン ト			合計
			I (ウエト×1)	II (ウエト×3)	III (ウエト×5)	
A	対象疾患の重症度	2	軽 度	中等度	重症・重篤	
B	入院・外来の別	1	外 来	入 院		
C	治験薬製造承認の状況	1	他の適応に 国内で承認	同一適応に 欧米で承認	未承認	
D	デザイン	2	オープン	単盲験	二重盲験	
E	プラセボの使用	3	使用			
F	併用薬の使用	1	同効薬でも 不変使用可	同効薬のみ 禁止	全面禁止	
G	治験薬の投与経路	1	内用・外用	皮下・筋注	静注・特殊	
H	治験薬の投与期間	3	4週間以内	5～24週	25～49週、50週 以上は、25週毎に9 ポイント加算する。	
I	被験者層	1	成人	小児、成人(高齢者、 肝、腎障害等合併 有)	乳児・新生児	
J	被験者の選出(適格+除外基準数)	1	19以下	20～29	30以上	
K	チェックポイントの経過観察回数	2	4以下	5～9	10以上	
L	臨床症状観察項目数	1	4以下	5～9	10以上	
M	一般的臨床検査+非侵襲的機能検査及 び画像診断項目数	1	49以下	50～99	100以上	
N	侵襲的機能検査及び画像診断回数	3	×回数			
O	特殊検査のための検体採取回数	2	×回数			
P	生検回数	5	×回数			
Q	症例発表	7	1回			
R	承認申請に使用される文書等の作成	5	30枚以内	31～50枚	51以上	
S	相の種類	2	Ⅱ相・Ⅲ相	I相		
合計ポイント数		1. Q及びRを除いた合計ポイント数				
		2. Q及びRの合計ポイント数				

算出額：合計ポイント数の1×6,000円×症例数 … ①

合計ポイント数の2×6,000円 …………… ②

研究費 = ①+②

< 治験薬管理費 >

要 素		ウ エ イ ト	ポ イ ン ト			合計
			I (ウエイト×1)	II (ウエイト×2)	III (ウエイト×3)	
A	治験薬の剤型	1	内服	外用	注射	
B	デザイン	2	オープン	単盲験	二重盲験	
C	投与期間	5	4週間以内	5～24週	25～49週、50週 以上は、25週毎に15 ポイント加算する。	
D	調剤及び出庫回数	1	単回	5回以下	6回以上	
E	保存状況	1	室温	冷所又は遮光	冷所及び遮光	
F	単相か複数相か	2		2つの相同時	3つ以上	
G	単科か複数科か	2		2科	3科	
H	同一治験薬での対象疾患の数	2		2つ	3つ以上	
I	ウォッシュアウト時のプラセボの使用	2	有			
J	特殊説明文書等の添付	2	有			
K	治験薬の種目	3		毒・劇薬（予定）	向精神薬・麻薬	
L	併用薬の交付	2	1種	2種	3種以上	
M	併用適用時併用薬チェック	2	1種	2種	3種以上	
N	請求医のチェック	1	2名以下	3～5名	6名以上	
O	治験薬規格数	1	1	2	3以上	
P	治験期間（1ヵ月単位）	1	×月数（治験薬の保存・管理）			
合計ポイント数						
算出額：合計ポイント数×1,000円×症例数						
※投与期間については、通常より2ポイントプラスの5ポイント						

製造販売後 臨床試験研究費算定表

個々の製造販売後臨床試験について、要素ごとに該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

< 研究費 >

要 素		ウ エ イ ト	ポ イ ン ト			合計
			I (ウェイト×1)	II (ウェイト×3)	III (ウェイト×5)	
A	対象疾患の重症度	2	軽 度	中等度	重症・重篤	
B	入院・外来の別	1	外 来	入 院		
C	デザイン	2	オープン	単盲験	二重盲験	
D	プラセボの使用	5	使用			
E	併用薬の使用	1	同効薬でも 不変使用可	同効薬のみ 禁止	全面禁止	
F	調査医薬品の投与経路	1	内用・外用	皮下・筋注	静注・特殊	
G	調査医薬品の投与期間	2	4週間以内	5～24週	25～49週、50週 以上は、25週毎に9 ポイント加算する。	
H	被験者層	1	成人	小児、成人(高齢者、 肝、腎障害等合併 有)	乳児・新生児	
I	被験者の選出 (適格+除外基準数)	1	19以下	20～29	30以上	
J	チェックポイントの経過観察回数	3	4以下	5～9	10以上	
K	臨床症状観察項目数	1	4以下	5～9	10以上	
L	一般的臨床検査+非侵襲的機能検査及 び画像診断項目数	1	49以下	50～99	100以上	
M	侵襲的機能検査及び画像診断回数	5	×回数			
N	特殊検査のための検体採取回数	2	×回数			
O	生検回数	5	×回数			
P	症例発表	7	1回			
Q	承認申請に使用される文書等の作成	5	30枚以内	31～50枚	51以上	
R	相の種類	5	Ⅱ相・Ⅲ相	Ⅰ相		
合計ポイント数		1. P及びQを除いた合計ポイント数				
		2. P及びQの合計ポイント数				

算出額：合計ポイント数の1×6,000円×症例数×0.8…①
合計ポイント数の2×6,000円×0.8……………②
研究費＝①+②

項目	金額
1 症例 (1 年)	850,000 円
エントリー費用 (1 症例)	100,000 円
観察期脱落 (1 症例)	50,000 円
規定外来院費用 (1 対応)	50,000 円
SAE 被験者対応・報告対応 (1 事象)	100,000 円
治験終了後の監査対応費用 (1 回)	50,000 円
実施調査対応費	100,000 円